

資料 6-2  
第 21 回食品成分委員会  
(R4.6.21)

(別紙 1 様式)

令和 年 月 日

文部科学省科学技術・学術政策局  
政策課資源室長  
(食品成分委員会事務局)

(依頼者)

名 称

代表者名

日本食品標準成分表への収載依頼について

日本食品標準成分表に[a 新たな食品の収載 b 収載食品の成分値の改訂・追加]  
※を希望しますので、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(事前相談時は、依頼者、連絡先、1. 【収載を希望する食品】、2. 【食品の概要について】を記載の上、資源室に提出。事前相談後に3. 【分析機関及び提供する分析データ】以降も記載の上、提出。)

※) a, b のうち該当するものに○。

依頼者(団体等)名 :

住 所 : 〒

代表者名 役職名  
氏 名

連絡先

①住 所

〒

②担当者名 :

担当部署 :

③電話/FAX/メールアドレス

### 1. 【収載を希望する食品】

食品番号 (既収載食品 のみ)	食品名	調理後	学名 (該当がある場合)
●●	●●	—	●●
	●●	焼き	

※ 新規食品の場合は食品番号は不要です。

成分項目については本表成分、脂肪酸等適宜略した記載でも可能です。

※ 調理後の食品(焼き、水煮、フライなど)は素材(生)とセットで収載します。

### 2. 【食品の概要について】※既収載食品の場合は必要ありません。

- ※ 当該食品の生産状況(生産地、生産量/額)、消費・流通状況(消費地、消費量/額)などをできるだけ詳しく記載して下さい。)
- ※ 加工食品については、原材料名とそれぞれの分量を記載してください。
- ※ 料理(そう菜)については、標準的なレシピ、作り方、食べられている範囲、大凡の摂取頻度などについても記載してください。
- ※ 必要に応じて参考資料を添付してください。

### 3. 【分析機関及び提供する分析データについて】

#### (1) 分析を実施した機関等について (注)

分析機関の名称 :

所在地 :

分析を行った時期 :

(2) 分析方法、及び妥当性が確認された方法を用いているか

成分 ※1	分析方法	妥当性が確認された方法か※2

記載注意) ※1：分析する成分項目全てを記載して下さい。

※2：マニュアルに定められている方法であれば A、公定法 (AOAC 法を含む) であれば B、マニュアルに準じる方法等で妥当性確認された方法であれば C と記載し、B の場合はそれを特定できる名称、C の場合は妥当性の確認方法についても記載してください。

(3) 内部質管理（内部精度管理）の実施状況

(4) 技能試験への参加（外部精度管理の実施状況）

(5) 当該分析対象成分に対する ISO/IEC 17025 の認定状況

- ・認定番号：
- ・認定試験所の名称：
- ・認定範囲：  
(試験品目、試験項目)
- ・認定日：
- ・有効期限：
- ・認定機関：

※ 上記内容 (1), (3) ~ (5) がわかる資料 (パンフレット等) でも代替可能です。

※ 分析データ等についてはマニュアル付録4に沿って提出してください。